○**農林水産省告示第千六百二十五号**

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十七年四月一日と定め、公示する。

平成二十六年十一月十四日　農林水産大臣　西川　公也

第一の十一の㈢のハの㈠から㈢までを次のように改める。

㈠　普通そば（㈡に掲げるものを除く。）

項目 / 等級	最低限度	最高限度			
	容積重（グラム）	水分（%）	被害粒（%）	異種穀粒（%）	異物（%）
一等	六四〇	一六・〇	五	一	〇
二等	五八〇	一六・〇	一五	二	一
規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇％以上混入していないもの					

㈡　普通そば（四倍体）

項目 / 等級	最低限度	最高限度			
	容積重（グラム）	水分（%）	被害粒（%）	異種穀粒（%）	異物（%）
一等	六〇〇	一六・〇	五	一	〇
二等	五五〇	一六・〇	一五	二	一
規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそば（四倍体）であって、異種穀粒及び異物が五〇％以上混入していないもの					

㈢　だったんそば

項目 / 等級	最低限度	最高限度			
	粒度（%）	水分（%）	被害粒（%）	異種穀粒（%）	異物（%）
一等	八〇	一六・〇	五	一	〇
二等	八〇	一六・〇	一五	二	一
規格外―一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないそばであって、異種穀粒及び異物が五〇％以上混入していないもの					

第一の十一の㈢の附中六を七とし、五を六とし、四を五とし、同附の三中「、三等のものにあっては三％」を削り、同附中三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二　普通そば（四倍体を除く。）にあっては、直径四・五ミリメートルの丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比が七〇％未満の場合、一等及び二等の容積重の最低限度はそれぞれ本表の数値に二〇グラムを加算したものとする。

第一の十一の㈢の定義中一〇を一一とし、二から九までを一ずつ繰り下げ、一の次に次のように加える。

二一　粒度―二・五ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

附　則

平成二十六年以前に生産された国内産のそばの規格については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○**経済産業省告示第二百二十二号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十四の規定に基づく指定保安検査機関の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第五号の二の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	住所	指定の区分	指定地域	廃止年月日
株式会社ガス検	埼玉県朝霞市田島四十三番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設（空気、窒素、二酸化炭素、アルゴン、ヘリウム、アセチレン、モノマー、アンモニア、亜硫酸ガス、クロルメチル、塩素、メチルプロピルエーテル、トリルアミン、液化天然ガスに係る施圧力四メガパスカル以下のものに限る。）の保安検査を行う者としての指定	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	平成二十六年十月二十三日

○**経済産業省告示第二百二十三号**

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十一月十四日　経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
株式会社ガス検	埼玉県朝霞市田島四十三番地	朝霞事業所　埼玉県朝霞市田島四十三番地	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県	平成二十六年十月二十三日